

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月19日

【会社名】 いちよし証券株式会社

【英訳名】 Ichiyoshi Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役(兼)代表執行役社長 玉田 弘文

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役(兼)代表執行役副社長 財務・経営部門管掌 山崎 昇一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

【縦覧に供する場所】 大阪支店
(大阪市中央区高麗橋三丁目1番6号)
神戸支店
(神戸市中央区江戸町95番地)
横浜支店
(横浜市西区北幸一丁目7番6号)
千葉支店
(千葉市中央区新町3番地13)
名古屋支店
(名古屋市中村区名駅二丁目45番7号)
越谷支店
(越谷市南越谷一丁目16番地8)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役(兼)代表執行役社長 玉田 弘文及び取締役(兼)代表執行役副社長 財務・経営部門管掌 山崎 昇一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、他の連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社グループは金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を展開しており、重要な事業拠点の選定に利用する指標は投資・金融サービス業の対価で構成される純営業収益が適切であると判断しました。当社グループの純営業収益の構成に変化はなく、ビジネスモデル・収益構造や財務報告の信頼性に影響を及ぼし得る事象の金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮した結果、当連結会計年度の連結純営業収益の概ね2/3程度を一定割合とし、当連結会計年度の純営業収益(連結会社間取引消去後)の金額が多い事業拠点から合算していき、これに達している当社1社を「重要な事業拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスとして、投資・金融サービス業の純営業収益を構成する主要な勘定科目である受入手数料、トレーディング損益及び金融収益に至る業務プロセスを評価対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

主な業務プロセスは以下のとおりです。

固定資産の減損会計

将来キャッシュ・フローの算定等の見積りは判断を伴うものであり、市場動向や経済情勢の変化等によって不確

実

性が伴う。

税効果会計

繰延税金資産の回収可能性の基礎となる将来課税所得の見積りは判断を伴うものであり、市場動向や経済情勢の変化によって不確実性が伴う。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。